

# 国有財産売払公示書

下記国有財産を一般競争入札により売払いします。

記

## 1. 売払物件

所在地	種目	数量	備考
那覇市小禄泉原1632番4	土地	341.6㎡	地目：雑種地 現況：宅地 用途地域：第一種低層住居専用地域 建ぺい率：50% 容積率：100% 境界標：有

土地の数量は国有財産法に基づく台帳上のものです。

## 2. 競争参加者に必要な資格

次のいずれにも該当しない者であること。

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び71条の規定に該当する者。
- (2) 国有財産に関する事務に従事する者にあつては国有財産法第16条の規定に該当する者。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請のある者

## 3. 入札説明書等を交付する場所

沖縄総合事務局開発建設部管理課契約第二係 電話098-866-0031(内線2528)  
那覇市おもろまち2丁目1番1号  
沖縄総合事務局南部国道事務所経理課契約係 電話098-861-2336  
那覇市港町2丁目8番14号

平成26年2月3日(月)から平成26年2月14日(金)までの、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日9時00分から17時15分まで

## 4. 入札及び開札の日時並びに場所

- (1) 入札 平成26年2月26日(水) 15時00分
- (2) 開札 入札締め切り後直ちに開札
- (3) 場所 沖縄総合事務局開発建設部 入札室  
那覇市おもろまち2丁目1番1号

## 5. 入札保証金

入札保証金は、各自入札金額の100分の5以上に相当する金額を入札開始前に現金で納付すること。この入札保証金を返還する場合には利息を付さない。

## 6. 入札の無効

競争参加に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

## 7. 条件

落札者は国有財産売買契約締結後、当該契約締結の日から10年間、売買物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所

又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならない。

公序良俗に反する使用等に関し、国が必要と認めるときは実地調査を行うことができるものとする。

このとき、正当な理由なく実地調査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

落札者は上記条件及び実地調査等に違反した場合は、国の定める金額を違約金として支払わなければならない。

#### 8. 契約不履行

落札者が落札決定の日の翌日から起算して7日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に規定する行政機関の休日を含まない。）に契約を結ばない場合には、落札決定を取り消すものとし、上記5の入札保証金は国庫に帰属するものとする。

#### 9. 契約書作成の要否及び売買代金の支払方法

契約書の作成を要し、売買代金は全額一括払いとする。

#### 10. 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

#### 11. 現場説明

現場説明は行わない。売払物件については、現状有姿（あるがままの姿）での売払いとなるので、必ず事前に現地を確認すること。

#### 12. 入札参加申込

入札参加希望者は、入札参加申込書により平成26年2月14日（金）17時15分までに上記3. 又は へ申込みすること。入札参加申込書を提出しない者の入札への参加は認めない。

#### 13. 売買物件の引渡し

売買物件の所有権が買受人に移転した時に引渡しがあったものとする。

#### 14. 契約内容の公表

契約締結したものについては、その契約内容（物件所在地、区分・数量、契約年月日、個人・法人の区分）を公表する。

なお、契約金額については、買受人の同意が得られた場合のみ公表する。

#### 15. その他

入札者は本公示書のほか、上記3に掲げる場所において交付する入札説明書等を十分理解のうえ入札するものとする。

以上公示する。

平成26年2月3日

契約担当官

沖縄総合事務局開発建設部長

小平田浩司